

島田市規則第55号

島田市中小企業・小規模企業振興推進会議規則をここに制定する。

平成30年9月28日

島田市長 染谷 絹代

島田市中小企業・小規模企業振興推進会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、島田市中小企業・小規模企業振興基本条例（平成30年島田市条例第5号）第14条第7項の規定に基づき、島田市中小企業・小規模企業振興推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 推進会議に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

4 会長は、推進会議の会議の議長となる。

5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(会議)

第3条 推進会議の会議は、会長が招集する。

2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 推進会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第4条 推進会議の庶務は、産業観光部商工課において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。